

内閣府所管独立行政法人の見直し素案

見直し素案の内容一覧表	1
国立公文書館	3
駐留軍等労働者労務管理機構	12

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		内閣府				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業 との統合	民間・地方公共団体 への移管	その他
独立行政法人 国立公文書館	国立公文書館の業務の効率的な運営に努めつつ、「中間書庫」システムの構築を含め、公文書館制度の充実強化に向けた取組を進める中で、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方について、引き続き検討する。	公文書等の保存・利用関係				国の「将来の国民に対する説明責任」を果たすため、歴史公文書等が国立公文書館において適切に保存され、国民に利用されることを保障する体制整備を図る。
		アジア歴史資料センター				業務の効率化に努めつつ、利用者の声やニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び情報の提供に努める。

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

各府省別法人の見直し素案の内容一覧表

府省名		内閣府(防衛施設庁)				
法人名	組織形態の見直しに係る 具体的措置(又は見直しの方向性)	事務及び事業名	事務及び事業の見直しに係る具体的措置			
			廃止	他の事務及び事業との統合	民間・地方公共団体への移管	その他
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	現時点においては、組織形態についての見直しは行わない方向で検討中。	駐留軍等労働者の労務管理等事務				現時点においては、事務及び事業の改廃は行わない方向で検討中。

※整理表に基づいて簡潔に記載する。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」については、整理表における事務及び事業の分類ごとに、具体的措置の内容に応じて、「廃止」、「他の事務及び事業との統合」、「民間・地方公共団体への移管」、「その他」の中で該当する欄にその内容を簡潔に記載する。

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人国立公文書館				
沿革	<p style="text-align: center;">内閣府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年7月総理府本府の附属機関として設立、その後昭和59年7月総理府本府施設等機関となる。 ・平成12年10月に施行された国立公文書館法により、国の各機関が有する歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する責務を果たす施設として位置付けられ、国民の共有財産である歴史資料としての公文書等を後代に継続して伝えるという重要な役割を担うこととなった。 ・平成11年4月国立公文書館は、中央省庁等の改革推進に関する方針（中央省庁等改革推進本部決定）により独立行政法人に移行すべき機関とされた。 ・平成13年4月独立行政法人国立公文書館が設立。また、同日付で国立公文書館法の一部を改正する法律が施行された。 ・平成13年11月30日には「アジア歴史資料整備事業の推進について」（閣議決定）を受け、国立公文書館の組織として「アジア歴史資料センター」を開設した。 				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	2人	1人	1人	45（併任3名含む）人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
	1,748	1,642	1,705	1,709	1,953
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成15年度実績〕	<p>1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>平成15年度計画にのっとり、業務分野ごとに可能な限りの数値目標や実施事項の期日等を盛り込んだ具体的業務執行計画を策定し、四半期ごとにその達成状況を把握しその的確な推進を図ることにより、業務の計画的かつ円滑な執行に努めた結果、以下のとおり、処理期間を1年以内に短縮し、1冊当たりの経費を10パーセント以上削減した。</p> <p>(1) 民間委託の促進</p> <p>目録作成及びマイクロフィルム撮影業務について、つくば分館において平成14年度に引き続きパート職員を活用した。</p> <p>① 目録作成は、「業務マニュアル」を活用して、統一的に正確かつ効率的に処理した。また、その活用状況を踏まえて業務マニュアルの更なる改訂を行った。</p> <p>② マイクロフィルム撮影は、マイクロ撮影機（4台）及び「マイクロフィルム撮影マニュアル」を活用して、撮影及び撮影前・後作業間の連携が図られ効率的かつ円滑に処理した。</p>				

(2) 業務執行体制の見直し

業務の計画的かつ円滑な執行及びその効率化を図るため適切な人員配置等を行い、平成15年度末に管理部門の常勤職員を1名削減し10名とした。

また、館の職員としての広範かつ専門的な知識を習得する機会を与えるとともに、職員の質を向上させるため、延べ64名の職員を関係省庁又は民間などにおいて実施する研修等に積極的に参加させた。

処理期間：歴史公文書等の受入れから一般の利用に供するまでの期間は、平成15年度は9.2月であり、1年以内に処理を終えている。

処理経費：歴史公文書等1冊（目録記載件名）当たりの経費を見ると、平成15年度は平成13年度と比較して26.6パーセント減となっており、10パーセント以上削減されている。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置

① 受入れのための適切な措置

公文書等の円滑な受入れのため、制度の意義・運用等について、以下のとおり、説明に努めた。

- ・平成15年6月16日及び平成16年3月2日に開催された「歴史資料として重要な公文書等の移管に関する主管課長会議」に出席した。
- ・移管資料の具体例を追加した「説明資料」や「公文書移管関係資料集」を作成し関係機関に配布した。
- ・館長が平成15年7月から9月にかけて内閣府企画調整課長とともに、各府省等事務次官等に直接面会の上、公文書保存の重要性について説明し、移管事務への協力方について要請した。
- ・各府省等文書主管課職員等の歴史公文書等の保存に対する理解を深めるため、各府省等18機関に出向き、説明会を実施した。313名出席があった。

平成16年1月29日各行政機関から申出のあった6,298ファイルについては、いずれも移管を受けることが適切と回答。また、行政文書ファイル約106万件の中から評価・選別を行い約6,400件の照会を各省庁に行った結果、申出のなかった行政文書のうち、12機関518ファイルは、館に移管を受けることが適切と回答。

平成14年度移管計画に基づいて各府省等から7,759冊（計画数）及び平成16年度受入れ予定の民事判決原本2,652冊（前倒し分）を受け入れた。

② 保存のための適切な措置

1) 館が保存している公文書等の劣化状況の調査

平成15年度に書庫環境調査を実施し、問題点及び対策等の提言を盛り込んだ報告書がまとめられた。書庫環境調査の提言に基づき、「保存対策方針」を改訂した。

ii) 劣化が進行している歴史公文書等についての緊急の措置

修復については、軽修復7, 773冊、重修復277冊、リーフキャストイング11, 195丁及び洋装本(外部委託)481冊を実施した。

酸性劣化した洋紙について、ブックキーパー法の機器で薬剤の効果の持続性、紙への影響の確認を行うとともに試験的に脱酸処理を行った。

受け入れた歴史公文書等は、くん蒸、簿冊ラベル作成・貼付を行い、専用書庫に排架した。

平成15年度受入公文書563箱及び民事判決原本(九州大学分)537箱をくん蒸した。

書庫の温湿度管理「定温(22℃前後)定湿(55%前後)」を行うとともに、災害対策や光対策を行った。また、展示ケース及び閲覧室についても、年間を通じて湿度計測を実施した。

マイクロフィルムの撮影は館内撮影(分館)約94万コマ及び外部委託(本館)約72万コマを実施した。

③ 一般の利用に供するための措置

i) 歴史公文書等を一般の利用に供するための措置

独立行政法人国立公文書館が設立される以前から館が保存している歴史公文書等は、平成14年度までにすべて一般の利用に供されている。

平成15年度においては、「平成14年度公文書移管計画」に基づき受け入れた歴史公文書等7, 134冊及び平成15年1月に受け入れた民事判決原本(名古屋大学分)2, 644冊の目録を公開した。これにより、平成15年度末現在目録を公開している数は5,75, 858冊となった。

要審査公開文書1, 085冊の閲覧請求に対し個別審査を実施し、180冊に袋掛け又は墨消しを行い、905冊はすべて公開した。

ii) 利用者の動向等の把握及び広報の充実等の措置

利用統計等を継続的に行うほか、春・秋の特別展において入場者アンケートを実施し、その結果を展示会の企画・広報の実施等を検討する際の参考資料として活用した。この結果を踏まえ、

① 音声ガイドを専門のナレーターにより収録した。

② 展示会を木金の夜間及び土日も開催することとした。

③ 展示を分かりやすくしてほしいという声を踏まえ、パネルによる展示を行い、解説を付けることとした。

その他、一般の利用に供するために行った取組(実績)は、以下のとおりである。

・春・秋の特別展の事業広報は、インターネットなど様々な媒体による広報を実施した。

・春の特別展「天下大変一資料に見る江戸時代の災害」4月5日～24日(20日間)

入館者数6, 888人、講演会の実施、木金の夜間開催(20時まで)

- ・秋の特別展「変貌—江戸から帝都そして首都へ—」10月4日～19日（16日間）
入館者数4,851人、講演会の実施、木金の夜間開催（20時まで）
- ・夏の特別企画展「江戸の怪」（中・高校生対象）7月22日～9月19日入館者数2,553人
- ・常設展（年2回の展示替えを行った。）
- ・「北の丸」第36号を1,000部刊行、海外への送付に当たり主要掲載論文の英文要旨を添付した。
- ・各府省等から平成12年度までに受け入れた歴史公文書等の概要を記入した「資料群案内」を作成し、館のホームページ上に掲載した。また、重要文化財等貴重な大判資料のうち国絵図等13点（22画像）を高精細デジタル画像で試験的に提供した。
- ・代替物作成計画にしたがって、重要文化財公文付属の図1,206点をカラーポジフィルム化した。
- ・平成16年度常設展示計画に基づき公文書のレプリカ21点を作成した。
- ・既存目録の記述内容の充実を図るため、既存目録の作成年月日が不明なもの、作成部局名の記載方法の不一致等の見直しを行った。
- ・所蔵歴史公文書等のインターネットでの公開に向けての諸問題を検討するため、外部有識者による委員会の設置及び外部コンサルタントの協力を得て新システムの調達仕様書を策定した。
- ・「正保国絵図」「絵葉書セット」等の有償刊行物等の販売。

④ 国の保存利用機関と連携した利用者の利便性の向上のための措置

館と宮内庁書陵部、防衛庁防衛研究所図書館及び外務省外交史料館で構成する「歴史公文書等所在情報ネットワーク検討連絡会議」に国立国会図書館がオブザーバーとして参加し、各機関の所蔵資料情報データ化の状況等につき3回の意見交換を行った。

宮内庁、防衛庁防衛研究所図書館、外務省外交史料館及び国立国会図書館と館とのホームページで、所在情報のリンク化等を実施した。

公文書等の取扱いを行っていると思われる行政機関20機関に対し、公文書の保存利用等に関するヒヤリング調査を実施した。

⑤ 保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

国の保存利用機関等の職員を対象として、体系的研修等を開催した。

対象機関の拡大については、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、租税史料館、国文学研究資料館等19機関に募集を拡大した。

- ・公文書館等職員研修会9月1日～5日（5日間）受講者40機関44名参加
- ・公文書館専門職員養成課程9月29日～10月10日・11月10日～11月21日（4週間）受講者12機関12名、国立国会図書館他3機関から初めての参加、修了論文審査を3月に実施
- ・公文書館実務担当者研究会議1月21日～1月23日（3日間）受講者22機関23名、衆議院憲

政記念館他2機関から初めての参加

・公文書保存講習会7月7日～7月9日(3日間)受講者20機関34名
各府省等文書主管課等職員を対象とした本館・つくば分館の研修・見学会を開催し、30名の参加があった。

都道府県・政令指定都市等公文書館長会議を開催した。(6月5・6日)

情報誌「アーカイブズ」の編集発行について、アーカイブズ企画・編集WGにおいて検討し、特集記事による編集、表紙デザイン変更等内容の充実を図った。年3回、各1,200部発行。

国立公文書館年報(第32号)を1,200部発行した。

(2) アジア歴史資料センターのデータベースの構築及び情報提供

以下の取組の結果、ホームページのアクセス件数は365,794件(前年度比42%増)であった。

① 広報の充実

- ・新規にセンター紹介DVDを6,000枚、中国語版、韓国語版リーフレット5,000枚、広報用マウスパット3,000枚を作成した。
- ・センター紹介デモ用にCD-Romを各対象者別に独自作成し、説明会等で配布した。
- ・ホームページ上にデジタル展示による「公文書に見る日露戦争」を開催し、より幅広い一般の人々にも関心が寄せられ、好評を博した。
- ・国内外での説明会を11か所、約450名を対象に実施し、国外では1か所3回のデモを実施。
- ・学会等での講演を8か所、約900名を対象に実施
- ・国際会議でセンターの広報やデモを2か所で実施
- ・海外の関係機関との関係強化として、4か国12か所を訪問し、センターの活動を紹介
- ・教育現場での活用を目的としたセミナーを2回開催

② アジア歴史資料データ構築

- ・平成14年度整備分199万コマ及び早期提供として所蔵3館より111万コマ、計310万コマを入手。
- ・データベース投入量は195万画像、累計で465万画像を情報提供済み。
- ・ホームページの改善として、「資料整備予定の明示」、「新レイアウト」、「初心者マニュアル」の説明追記等実施。

③ 利用者の利便性向上のための諸方策

- ・利用者動向、ニーズの収集分析として、モニターアンケートの調査(2回、計95名回答)を実施。
- ・利用者拡大のための海外調査を2回実施し、計5か国、計8か所を訪問。
- ・既存の3メガの高速回線を10メガに増強し、2回線による安定した情報提供を実施。

④ その他

- ・センター諮問委員会を3回開催、データ検証委員会を5回開催
- ・センター主要来訪者（4か国、10件の外国要人）に対し、センター紹介や意見交換を実施。
- ・先駆的なプロジェクトとして、3機関に対し技術的な説明やアドバイスを実施。

3 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画、資金計画に対する実績：平成15事業年度財務諸表参照

運営費交付金の交付額の取扱いにおいては、各事業年度における新規・拡充部分を除いた経費について、対前年度比1パーセントの減少を見込んだ予算を作成し、当該予算により適正に運営を行った。

事務及び事業の見直しに係る素案

内閣府

法人名	独立行政法人国立公文書館
事務及び事業名	公文書等の保存・利用関係
事務及び事業の概要	歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るため、①内閣総理大臣から移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること、②国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと、③歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言、調査研究並びに研修を行うこと等
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	平成16年6月に内閣官房長官に提出された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書（以下「懇談会報告書」という。）及び内閣府独立行政法人評価委員会から平成16年8月に提出された「独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成13～15年度）及び主要事務事業や組織の在り方についての意見」（以下「評価委員会意見」という。）を踏まえ、引き続き国立公文書館の業務の効率的な運営に努めつつ、国の「将来の国民に対する説明責任」を果たすため、歴史公文書等が国立公文書館において適切に保存され、国民に利用されることを保障する体制整備を図る。
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成13年度から15年度までの国立公文書館の業務実績について、内閣府独立行政法人評価委員会からは、中期目標、中期計画等を参照しつつ総合的に見れば「順調な業績である」との評価を受けているところである。 2. 平成16年1月の小泉総理の施政方針演説では「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」と述べられ、我が国の公文書館制度の拡充・強化に国として取り組む方針が示されているところである。 3. 歴史資料として重要な公文書等は国民共通の財産であり、その適切な保存及び利用を図り後世に伝えていくことは、我が国の将来の発展への基盤を確立するとともに、「将来の国民に対する説明責任」を果たすという国の基本的な責務に関わるものであり、継続的かつ確実に行われる必要があるため、これを廃止し又は民間その他の主体に委ねることは適当でない。また、公文書等の散逸の防止や効率性の向上の観点からも、公文書等はできる限り集中管理することが望ましい。 4. 懇談会報告書及び評価委員会意見のいずれにおいても、我が国の公文書館制度が諸外国に比べて脆弱であること、国立公文書館は国の中核的公文書館として、各府省、地方自治体の文書管理の向上等にも資する体制を持つべきことなどが指摘されている。このため、懇談会報告書で提言された事項（「中間書庫」システムの構築、公文書等の収集対象の拡大、公文書の電子化への対応等）を速やかに実施し、我が国の公文書館制度が「将来の国民に対する説明責任」に応えうる国際的にも遜色のないものとなるよう、その機能の充実・強化を図る必要がある。

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立公文書館
	内閣府
事務及び事業名	アジア歴史資料センター
事務及び事業の概要	国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料（近現代における我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる歴史資料として重要な我が国の公文書その他の記録）を電子情報の形で蓄積するデータベースを構築し、インターネット等を通じて情報提供を行うこと
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	本事務・事業は、戦後50周年の「平和友好交流計画」の重要な柱の事業の1つであり、「アジア歴史資料整備事業の推進」（閣議決定）に基づき、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、国が保管する資料について国民一般及び関係諸国民の利用を容易にし、併せて、これら諸国との相互理解の促進に資することを目的とするものであり、引き続き業務の効率化に努めつつ、利用者の声やニーズをよりよく反映したデータベースの構築及び情報の提供に努めていきたい。
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成13年度から15年度までの国立公文書館の業務実績については、内閣府独立行政法人評価委員会から平成16年8月に提出された「独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成13～15年度）及び主要事務事業や組織の在り方についての意見」（以下「評価委員会意見」という。）において、「データベースの構築や利用者の利便性向上への不断の取組、各方面への積極的な広報等があいまって、内外からの高い評価を得ている」「世界でも評価の高い先進的デジタル・アーカイブズとして知られるまでになっている」と評価されている。 2. アジア諸国との間で歴史認識の問題が引き続き存在し、時には大きな外交問題に発展する状況にあり、政府としてその解決が求められている中で、本事務・事業は、政府の過去の歴史に対する「説明責任」に関わるものであるから、これを廃止し又は民間その他の主体に委ねることは、日本政府がその責任を放棄することを意味する。また、本事務・事業で扱う資料は国の公文書であり、その公開や対外的な発信を国が関与しない形で行うことは、資料の信憑性や中立性という観点から適当でない。 3. 国立公文書館は原資料の提供元の一つとして存在しており、国立公文書館との相互連携及び協力体制の確保、データベースの迅速かつ効率的な構築、管理部門の統合などのメリットを考えれば、本事務・事業は国立公文書館の運営と一体的に進められるべきであり、複数の主体による実施も適当でない。 4. 仮に民間ベースで行う場合、情報提供の有料化の問題も生じ、資料が広く活用されず事務・事業の目的が達成されなくなるおそれがある。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人国立公文書館	内閣府
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>平成16年6月に内閣官房長官に提出された「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」報告書（以下「懇談会報告書」という。）及び内閣府独立行政法人評価委員会から平成16年8月19日に提出された「独立行政法人国立公文書館の業務実績に関する評価表（平成13～15年度）及び主要事務事業や組織の在り方についての意見」を踏まえ、引き続き国立公文書館の業務の効率的な運営に努めつつ、「中間書庫」システムの構築を含め、公文書館制度の充実強化に向けた取組を進める中で、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方については、引き続き検討することとしたい。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>1. 歴史資料として重要な公文書等は国民共通の財産であり、その適切な保存及び利用を図り後世に伝えていくことは、我が国の将来の発展への基盤を確立するとともに、「将来の国民に対する説明責任」を果たすという国の基本的な責務に関わるものであり、継続的かつ確実に行われる必要があることから、これを廃止し又は民間その他の主体に委ねることは適当でない。また、公文書等の散逸の防止や効率性の向上の観点からも、公文書等はできる限り集中管理することが望ましい。</p> <p>2. 公文書館制度は、公文書等のライフサイクルの最終局面である非現用文書の保存・利用等に関わる制度であり、現用文書も含めた我が国の公文書管理システムの一環をなすものである。特に、国立公文書館において保存する必要がある歴史資料として重要な公文書等の評価・選別や国立公文書館において保存されている公文書等に係る情報公開の可否の判断を行う必要があることなどから、国立公文書館の運営には各方面の信頼性が極めて重要であり、本事務・事業は、行政を熟知しかつ厳格な守秘義務をかけられた公務員が担当する必要がある。</p> <p>3. 独立行政法人（特定型）という現在の形態は、国立公文書館の事務・事業のこのような性格に照らし合理性のある形態の一つであると考えているが、内閣府独立行政法人評価委員会からは、歴史公文書等の管理に関わる体制を国際的に遜色のないものとし、歴史公文書等を国民の共有財産として次の世代に確実に残していくことにより将来の国民への説明責任を全うするためには、国立公文書館の独立行政法人という現在の組織形態が制約となっている場合が多いことから、「国立公文書館を改めて国の機関とし、その充実強化を図ることが不可欠」との意見が提出されたところである。</p> <p>この点については、懇談会報告書を踏まえ、今後、「中間書庫」システムの構築を含め、公文書館制度の充実強化に向けた取組を進める中で、公文書等の適切な管理、保存及び利用のための体制の在り方に関し、引き続き検討することとしたい。</p>	

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの素案整理表

法人名	独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構				内閣府（防衛施設庁）
沿革	平成14年3月31日まで防衛施設庁及び関係都県が処理していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を行う組織として、平成14年4月1日に新たに設立				
役員数（監事を除く。）及び職員数 （平成16年1月1日現在）	役員数			職員数（実員）	
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）		
	3人	3人	0人	400人	
国からの財政支出額の推移（単位：百万円） （平成13年度～平成17年度）	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度（要求）
		5,233	5,091	4,990	5,005
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等） 〔平成16年度実績〕	<p>1 業務運営の効率化 一般管理費（公租公課等の固定的経費を除く。）について、事務の簡素化・効率化、一括購入や割引制度の利用、人件費の抑制等に努め、中期目標である対前年度比1%抑制を上回る経費の抑制が図られている。 また、オンライン化を更に推進するとともに、事務のマニュアル化や各種報告の見直しを完了し、平成16年度から実施に移行することとしている。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 駐留軍等及び諸機関からの労務要求に対し、労務要求書受理後1ヶ月以内に資格要件を満たす者を駐留軍等及び諸機関に紹介する率について、中期計画において目標とした90%以上を上回る91%となっている。 また、平成14年度からの特別援護金制度の実施に引き続き、平成15年度は新たな福利厚生施策について実施案を作成し、平成16年度から実施している。 さらに、制服及び保護衣について早期貸与のための実施案を作成し、平成16年度から実施案に基づき試行することとしている。</p>				

事務及び事業の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構
	内閣府（防衛施設庁）
事務及び事業名	駐留軍等労働者の労務管理等事務
事務及び事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理等に関する業務 2 駐留軍等労働者の給与、退職手当、旅費等に関する業務 3 駐留軍等労働者のほう賞、教養文化活動、制服及び保護衣等に関する業務 4 国の委託に基づく駐留軍等労働者の社会保険、安全衛生等に関する業務
事務及び事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>労務管理等事務を廃止することはできない。また、国又は地方公共団体へ移管する理由は見当たらず、さらに、民間又は他の独立行政法人へ移管することも適当でないため、現時点においては、事務及び事業の改廃は行わない方向で検討中である。</p> <p>また、見直しの時期については、駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は新規に創設されて以来2年数ヶ月の実績しかなく、今後、その具体的な効果等を検証した上で検討を行う必要があることから、当初計画どおり平成17年度に実施することが適当であると考えられる。</p>
事務及び事業について上記措置を講ずる理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 労務管理等事務の廃止について 労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできない。 2 労務管理等事務の国又は地方公共団体への移管について 労務管理等事務は、地方分権推進計画において国の直接執行事務とされたものであり、また、平成12年度から地方公共団体が国の事務を行う仕組みがなくなっていることから、この事務を地方公共団体へ移管することは考えられない。 また、労務提供義務を果たすための企画立案事務及び雇用主として実施する労働契約の締結、人事の決定等の事務については国が自ら実施し、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務は独立行政法人としての機構が実施するという現行体制は、国が雇用主としての立場を維持し、その事務及び事業の減量、効率化を図りつつ労務提供義務を確実に履行していくという観点からして、国へ移管する理由は見当たらない。 3 労務管理等事務の民間への移管について 労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が

担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるべきである。

4 労務管理等事務の他の独立行政法人への移管について

労務提供義務を確実に履行するためには、労務管理の対象となる駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況に鑑み、機構は防衛施設庁との緊密な連携の下で、一体となつて日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすための事務进行处理することが不可欠である。かかる事務処理を行うことのできる独立行政法人は、機構以外にはない。

組織形態の見直しに係る素案

法人名	独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構	内閣府（防衛施設庁）
組織形態に関する見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>機構を廃止することはできず、また、民営化すること、及び非公務員型独立行政法人へ移行することはいずれも適当ではないため、現時点においては、組織形態についての見直しは行わない方向で検討中である。</p> <p>また、見直しの時期については、機構は新規に創設されて以来2年数ヶ月の実績しかなく、今後、その具体的な効果等を検証した上で検討を行う必要があることから、当初計画どおり平成17年度に実施することが適当であると考えます。</p>	
組織形態について上記措置を講ずる理由	<p>1 機構の廃止について 労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものであり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止することはできない。したがって、この事務を行う機構を廃止することはできない。</p> <p>2 機構の民営化について 労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものであり、その性格上、国が責任をもって継続して実施すべき事務である。民間への移管によって労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。民間活用は、機構の事務実施におけるアウトソーシングにとどめるべきであり、機構を民営化することは適当ではない。</p> <p>3 機構の非公務員型独立行政法人への移行について 労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすために確実に履行すべきものであり、この事務の性格上、労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。また、この事務を実施する職員は、争議権を持たず、かつ厳格な守秘義務を課せられた国家公務員が担当する必要がある。</p>	